

大分県立夜間中学設置支援委員会設置要綱

(設置)

第1条 県立夜間中学の設置に向けた、「大分県立夜間中学設置支援委員会」(以下「支援委員会」という。)を設ける。

(検討事項)

第2条 支援委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 設置場所に関する事
- (2) 入学対象者に関する事
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 支援委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織し、教育長が委嘱する。

2 委員長は、大分大学教授をもって充てる。

3 副委員長は、県教育庁教育次長(義務教育・社会教育担当)をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が不在の場合は副委員長が代行する。

2 委員が会議を欠席する場合は、委員長の判断により代理人出席を認めることができる。

3 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、大分県教育庁義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は令和6年7月19日から施行する。

別表（第3条関係）

所属	役職名
大分大学（委員長）	教授
大分県中学校長会	会長
おおいた国際交流プラザ	次長兼国際交流課長
おおいた地域若者サポートステーション	総括コーディネーター
社会福祉法人大分県社会福祉協議会	地域福祉部長
日本語ボランティア ひまわり	日本語指導講師
公益財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	副所長
大分市教育委員会	学校教育課長
別府市教育委員会	学校教育課長
大分県教育庁（副委員長）	教育次長 (義務教育・社会教育担当)